

福島県立医科大学と国際原子力機関との間の協力に関して

平成24年12月15日

福島県立医大

1. 12月15日、原子力安全に関する福島閣僚会議（於：郡山）において、福島県と国際原子力機関（IAEA）との間で、「東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた福島県と国際原子力機関との間の協力に関する覚書」が交わされました。
2. 本覚書を受けて、同日、福島県立医科大学と国際原子力機関（IAEA）の間で「健康の分野における協力に関する福島県立医科大学と国際原子力機関との間の実施取決め」が交わされました。本実施取決めは、健康の分野における福島県立医科大学とIAEAとの間の協力に関する枠組みを定めるものであり、①健康管理調査、②能力開発及び研究、③啓発の強化並びに④専門家による支援及び情報の交換を協力の範囲として特定しています。
3. 具体的なプロジェクトとして、①医療関連専門家及び医学生能力開発による放射線医学教育の強化、②心的外傷後ストレス障害を含む放射線災害医療における研究協力の強化、③原子力事故や放射線災害の緊急事態における支援を行う医学物理士のための具体的な研修プログラムの作成の3つが現在、提案されています。

（以上）